

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【232】
2. 日時：令和2年6月22日（月）14時30分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

宮本管理官補佐※、片桐主任安全審査官、桐原調整係長

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他17名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書について、令和2年5月28日の提出資料に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【（その10）：放射性廃棄物の廃棄施設、所内ボイラ、（その11）：放射線管理施設】

- 設工認の記載が本文五号の内容を総括していると記載している箇所について、「総括」では、設工認の記載が本文五号と同等もしくはそれ以上であることが示せていないため、記載の仕方を検討すること。
- 本工事計画の対象外としている設備については、その理由を説明すること。

【（その13）：常用電源設備、非常用電源設備、補機駆動用燃料設備】

- 先行と比較して、破線の引き方が異なる部分についてその理由を説明すること。
- 直流125V蓄電池7Aと直流125V蓄電池7A-2とを合わせて1組であることを明確にすること。

【（その14）：中央制御室、通信連絡設備、緊急時対策所】

- 中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断することとなる事象について、「低温」を追記することを検討すること。
- 「指示要員」を「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」と定義付けした箇所以降において、「指示要員」を用いていない箇所があるため、記載について検討すること。

6. その他

なし